

# 後期高齢者医療保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。

令和2年度・3年度の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率が改定されました。

	平成30年度・31年度	令和2年度・3年度	(差)
所得割率:	8.76%	9.64%	+0.88%
均等割額:	45,379円	48,765円	+3,386円

## 【保険料率が上昇する主な理由】

- ①被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
- ②高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率※が11.18%から11.41%になったこと

※医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定するもの。

## 所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額が軽減されています。このうち、所得金額の合計が33万円以下の方を対象に、法律で定められた軽減制度に上乗せした特例の軽減が行われてきましたが、平成31年度から令和3年度にかけて段階的に特例が廃止されることとなりました（保険料率の増加には、この制度の見直しによる影響も含まれます）。

一方で、5割軽減・2割軽減の対象者は、国の基準に合わせて拡大されました。

※均等割軽減率の内容については、広報とうごう7月号でご確認ください。

## 保険料賦課限度額の改定について

令和2年度から保険料賦課限度額が変わります。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

平成31年度まで	令和2年度	(差)
62万円	64万円	+2万円

●令和2年度の後期高齢者医療保険料額については、7月中旬に郵送する決定通知書でご確認ください。